

2020年5月29日

ご家族様各位

特別養護老人ホーム恒春の丘
施設長 日森 昭子

面会禁止の延長について

日頃より恒春の丘の運営にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度政府より発令されていた緊急事態宣言が解除されることとなりましたが、恒春の丘では、今回の厚生労働省・神奈川県等の通知内容を検討した結果、ご利用者様への感染の予防を最優先に考え、当面の間、面会禁止・入館制限を延長させていただくこととしました。

なお、下記の施設が、願ひする場合はその限りではありません。

*施設が願ひする場合は

- 入所および退所に関する手続き（2名様以内）
- 入所生活に必要な物品の交換・補充（事務所まで）
- ご利用者様の状態により施設側が面会を願ひする場合

注意事項

- ・必ずマスクを持参し、着用をお願いします。
- ・手洗い・うがい・手指消毒をお願いします。
- ・体温測定、健康確認をお願いします。
 - *入館時の検温で37.3℃以上の方、風邪症状があると施設が判断した方の入館をお断りさせていただきます。
- ・1日1回（2名様以内）、短め（15分程度）をお願いします。
ご利用者様の状態により至急面会が必要な場合や施設が認めた場合は、この限りではありません。

面会制限・入館制限の解除に関しては厚生労働省・神奈川県・横浜市等から発出される通知をもとに検討させていただきます。ご利用者様・ご家族様におきましては大変ご不便をおかけいたしますが、恒春の丘の感染症対策へのご理解をお願い致します。

*訪問マッサージ・各ボランティアさん等の入館制限も継続いたします。

*衛生面の観点から、感染症対策（換気・消毒・距離の確保・居住エリアへの業者の立ち入りの禁止等）を行い、美容業者の入館のみ許可。*カットのみの施術

*このお手紙は郵送物（請求書等）の郵送先に指定されている方に郵送しております。ご家族間での共有をお願いいたします。